

島根県内の福祉避難所の運営等に関する実態調査 結果報告書

島根県社会福祉協議会地域福祉部

1. 調査概要

○調査目的

福祉避難所における災害発生時の準備状況等を把握し、災害時の福祉支援の充実を図るための資料とするため実施した。

○調査方法

調査票を用いた郵送による調査

○調査対象

島根県内の市町村ホームページ等で公表されている福祉避難所 168 か所

○調査期間

令和3年3月23日～令和3年4月9日

○調査時点

令和3年3月31日現在

○回答状況

回答数 116

回収率 69.0%

○調査項目

(1) 福祉避難所の施設・事業所分類

(2) 福祉避難所としての整備状況等

① 災害時に予定している避難者の受け入れ規模

② 要配慮者10人あたりに配置する生活相談員数

③ 福祉避難所として利用するスペース

④ 施設利用に関して自治体と協定を締結している内容

⑤ 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段

(3) 発災後における対応

① 避難所設置時に受け入れる対象

② 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成

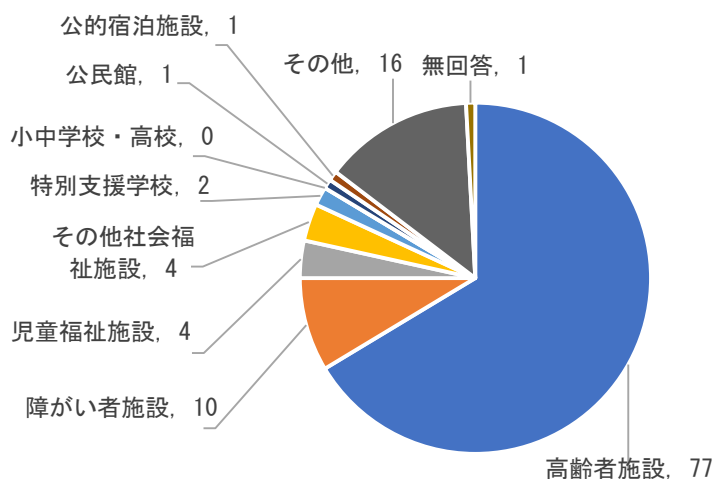
(4) 福祉避難所を運営する際の課題や意見・提案等

2. 調査結果

(1) 福祉避難所の施設・事業所分類

回答のあった116施設のうち、施設分類で最も多かったのが「高齢者施設」であり、77施設であった。次いで「その他（16施設）」、「障がい者施設（10施設）」の順であった。

| 分類 | 箇所数 |
|-----------|-----|
| 高齢者施設 | 77 |
| 障がい者施設 | 10 |
| 児童福祉施設 | 4 |
| その他社会福祉施設 | 4 |
| 特別支援学校 | 2 |
| 小中学校・高校 | 0 |
| 公民館 | 1 |
| 公的宿泊施設 | 1 |
| その他 | 16 |
| 無回答 | 1 |
| 合計 | 116 |



《「その他」の内訳》

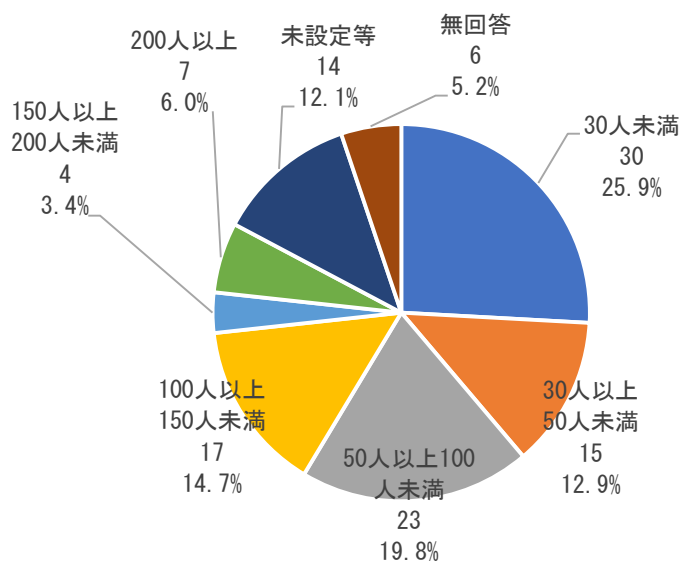
- ・病院 (3)
- ・保健センター (2)
- ・健康福祉センター (2)
- ・貸出施設 (1)
- ・役場 (1)
- ・点字図書館 (1)
- ・青少年教育施設 (1)
- ・体育館 (1)
- ・男女共同参画推進施設 (1)
- ・小中学校・高校以外の学校 (1)
- ・多目的集会施設 (1)
- ・公的施設 (1)

(2) 福祉避難所としての整備状況等

① 災害時に予定している避難者の受け入れ規模（現在の入所者も含めた人数）

災害時に予定している避難者の受け入れ規模で最も多かったのが、「30人未満」であり、30施設であった。次いで「50人以上100人未満（23施設）」、「100人以上150人未満（17施設）」、「30人以上50人未満（15施設）」、「未設定等（14施設）」の順であった。

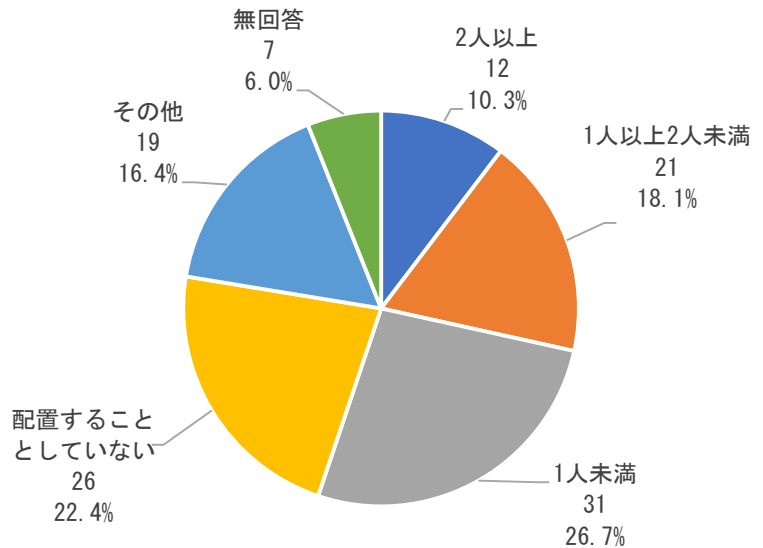
| 人数 | 箇所数 |
|--------------|-----|
| 30人未満 | 30 |
| 30人以上50人未満 | 15 |
| 50人以上100人未満 | 23 |
| 100人以上150人未満 | 17 |
| 150人以上200人未満 | 4 |
| 200人以上 | 7 |
| 未設定等 | 14 |
| 無回答 | 6 |
| 合計 | 116 |



② 要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数

災害時に要配慮者 10 人あたりに配置する生活相談員数で最も多かったのが「生活相談員等を配置することとしているが 1 人に満たない」であり、30 施設であった。次いで「配置することとしていない (26 施設)」、「1 人以上 2 人未満の生活相談員を配置することとしている (21 施設)」、「その他 (20 施設)」の順であった。

| 配置人数 | 箇所数 |
|--------------|-----|
| 2 人以上 | 12 |
| 1 人以上 2 人未満 | 21 |
| 1 人未満 | 31 |
| 配置することとしていない | 26 |
| その他 | 19 |
| 無回答 | 7 |
| 合計 | 116 |



《「配置することとしていない」と回答した理由》

- ・自治体の施策であるため自治体に対応。
- ・自治体の職員に担当してもらう。
- ・自治体との協定書により自治体から担当者を配置。
- ・自治体の依頼条件に無かったため。
- ・自治体と協議の上。
- ・職員数は限られており、当事業所の職員を配置することは困難。
- ・配置する人員がない。
- ・対応できる職員がない。
- ・事業所が配置するものと思っていない。職員は通常の利用者対応で手一杯である。
- ・職員が確保できるか不明なため。余力があれば。
- ・入所者 40 人に対しては、支援員が対応する。
- ・平常時と同様の体制で対応するため。
- ・グループホームなので配置義務はない。
- ・家族に任せている。

《「その他」と回答のあった記述欄の内容》

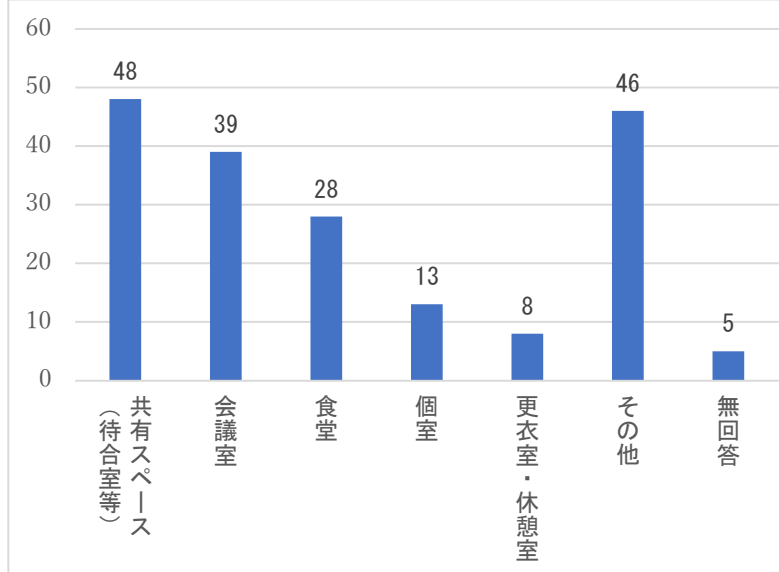
- ・基本的には自治体で対応。施設側としては安全確認のみ。
- ・自治体との取り決めの中で、自治体が介助者等の確保に努めることとしている。
- ・自治体より配置 (若干名)。
- ・自治体からの配置 (派遣) の有無による。

- ・自治体との協定の中で、自治体が介助者を確保することになっている。
- ・(自治体と) 取り決めていることはない。
- ・入所児者の安全確保が最優先のため、現状では職員を配置することは難しい。
- ・平常時でさえ人員不足であり、事業所からは困難であり、受け入れ状況によって自治体と協議する。
- ・原則勤務表によるシフト、災害の状況による。
- ・配置基準はないが、複合施設(デイ・居住等)のため、介助員は常に配置されている。
- ・配置することとしているが、具体的な配置人数は決めていない。
- ・保健師を派遣することとしているが、人数の規定なし。
- ・受入れ規模が定まっていないので計算できない。
- ・目下のところ具体的な取り組みには至っていない。
- ・未定。
- ・未定(検討中)。

③ 福祉避難所として利用するスペース(複数回答可)

福祉避難所として利用するスペースで最も多かったのが「共有スペース(待合室等)」であり、48施設であった。次いで「その他(46施設)」、「会議室(39施設)」、「食堂(28施設)」の順であった。

| 分類 | 箇所数 |
|--------------|-----|
| 共有スペース(待合室等) | 48 |
| 会議室 | 39 |
| 食堂 | 28 |
| 個室 | 13 |
| 更衣室・休憩室 | 8 |
| その他 | 46 |
| 無回答 | 5 |



《「その他」と回答のあった記述欄の内容》

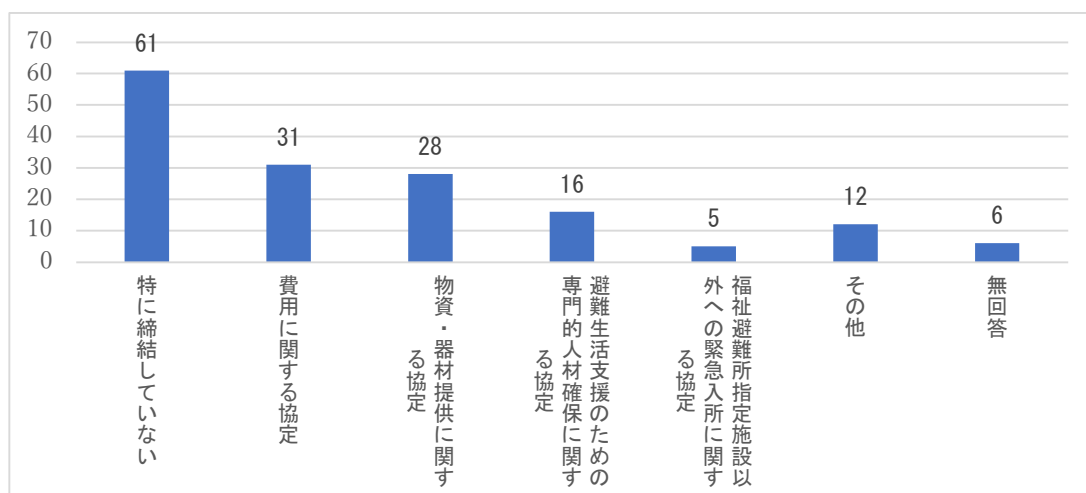
- ・体育館、訓練棟
- ・和室、体育館
- ・体育館、1階教室、保健室等
- ・大広間
- ・ホール
- ・旧デイサービスのホール
- ・大集会室

- ・ 静養室
- ・ 地域交流スペース
- ・ 隣接する地域交流ホーム
- ・ プレイルーム、運動指導室
- ・ 多目的ホール
- ・ 運動指導室
- ・ デイサービスを以前していた部屋が空いている。
- ・ デイサービスで普段利用しているスペース
- ・ 病棟デイルーム
- ・ リハビリ室
- ・ 通所リハビリホール
- ・ 全館
- ・ 多床室、静養室が空いていれば利用可
- ・ 空き状況により病室、居室等
- ・ 特に配慮の必要な避難者が会議室、その他は体育館
- ・ 個室は入所者。地域の方があれば事務所に近い「集会室」と呼んでいる棟を利用し、入所者と分ける
- ・ 状況に応じてその都度検討
- ・ 未定
- ・ 寄宿舎の利用を予定。具体的なことは自治体との協議による。
- ・ 発災当日の利用状況によって、提供できるスペースが異なるため、予め明示することはできない。

④-1 施設利用に関して自治体と協定を締結している内容（複数回答可）

災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容で最も多かったのが「特に締結していない」であり、61施設であった。次いで「費用に関する協定（31施設）」、「物資・器材の提供に関する協定（28施設）」、「避難生活支援のための専門的人材確保に関する協定（16施設）」であった。

| 内容 | 箇所数 |
|-------------------------|-----|
| 特に締結していない | 61 |
| 費用に関する協定 | 31 |
| 物資・器材提供に関する協定 | 28 |
| 避難生活支援のための専門的人材確保に関する協定 | 16 |
| 福祉避難所指定施設以外への緊急入所に関する協定 | 5 |
| その他 | 12 |
| 無回答 | 6 |



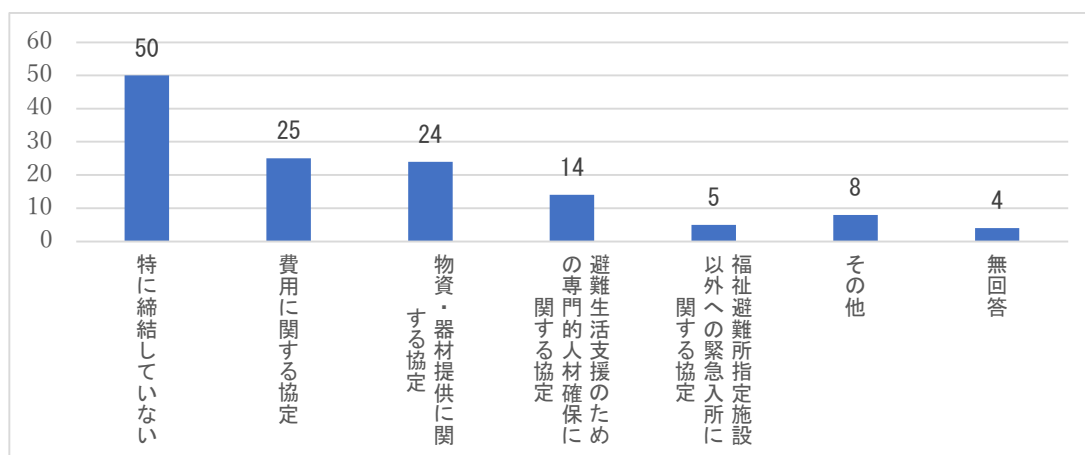
《「その他」と回答のあった記述欄の内容》

- ・移送手段
- ・施設、設備などの破損による損害賠償
- ・災害発生時における福祉避難所の設置・運営に関する協定
- ・自治体の避難所としての機能（費用・物資・器材）
- ・指定管理施設なので、自動的に避難所となっている
- ・災害時の避難場所の提供
- ・利用以外の個別の取り決めはない状態
- ・自治体所有の施設のため該当なし
- ・今後自治体と締結予定
- ・未定

④-2 (クロス集計) 施設利用に関して自治体と協定を締結している内容 (複数回答可)

回答のあった施設・事業所のうち、「高齢者施設」、「障がい者施設」、「児童福祉施設」、「その他社会福祉施設」の95施設について、自治体との協定の締結状況を見てみると、最も多かったのが「特に締結していない」であり、半数を超える50施設であった。次いで「費用に関する協定(25施設)」、「物資・器材の提供に関する協定(24施設)」、「避難生活支援のための専門的人材確保に関する協定(14施設)」であった。

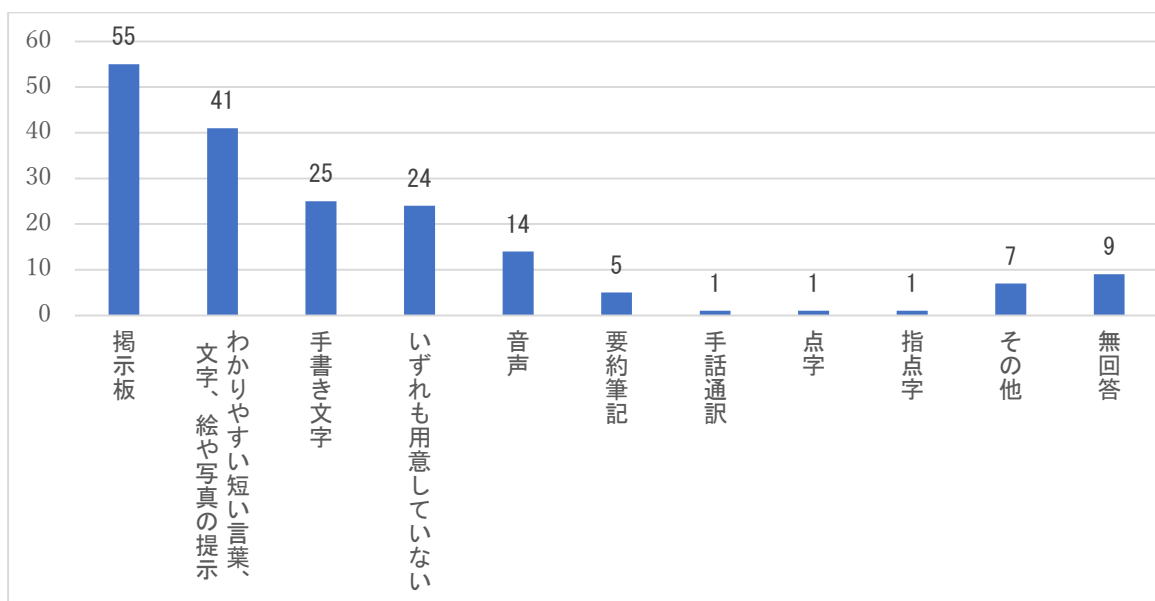
| 内容 | 箇所数 |
|-------------------------|-----|
| 特に締結していない | 50 |
| 費用に関する協定 | 25 |
| 物資・器材提供に関する協定 | 24 |
| 避難生活支援のための専門的人材確保に関する協定 | 14 |
| 福祉避難所指定施設以外への緊急入所に関する協定 | 5 |
| その他 | 8 |
| 無回答 | 4 |



⑤ 要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段（複数回答可）

要配慮者に対して情報を提供する際の伝達手段として最も多かったのが「掲示板」であり、55施設であった。次いで「わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示（41施設）」、「手書き文字（25施設）」、「いずれも用意していない（23施設）」であった。

| 方法 | 箇所数 |
|-----------------------|-----|
| 掲示板 | 55 |
| わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示 | 41 |
| 手書き文字 | 25 |
| いずれも用意していない | 24 |
| 音声 | 14 |
| 要約筆記 | 5 |
| 手話通訳 | 1 |
| 点字 | 1 |
| 指点字 | 1 |
| その他 | 7 |
| 無回答 | 9 |



《「その他」と回答のあった記述欄の内容》

- ・ホワイトボード、ipad
- ・temi (AI ロボット)
- ・自治体からの広報に合わせて配布 (チラシ)
- ・ノート、ホワイトボードの使用

《「いずれも用意していない」と回答した理由》

- ・家族に任せている

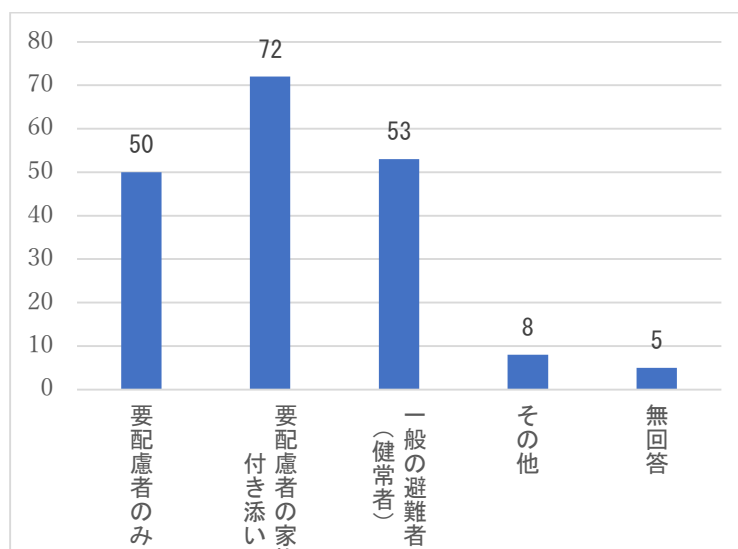
- ・自治体からの広報に合わせて配布（チラシ）
- ・場所の提供のみとなっているため
- ・自治体内に必要な人がいない
- ・自治体より要請がないため
- ・その都度、必要な対応をできる範囲で検討する
- ・当初要件に記載がなかった
- ・準備段階に至っていないため
- ・自治体からの設置・配置の有無による
- ・現在調整している
- ・未定

(3) 発災後における対応

① 避難所設置時に受け入れる対象（複数回答可）

福祉避難所設置時に受け入れる対象として最も多かったのが、「(要配慮者以外に)、要配慮者の家族、付き添い」であり、72施設であった。次いで「(要配慮者以外に) 近隣住民でやむを得ず避難してきた一般の避難者 (53施設)」、「要配慮者のみ (50施設)」であった。

| 分類 | 箇所数 |
|------------------------------|-----|
| 要配慮者のみ | 50 |
| 要配慮者の家族、付き添い（介護等の支援を行う者） | 72 |
| 近隣住民等でやむを得ず避難してきた一般の避難者（健常者） | 53 |
| その他 | 8 |
| 無回答 | 5 |



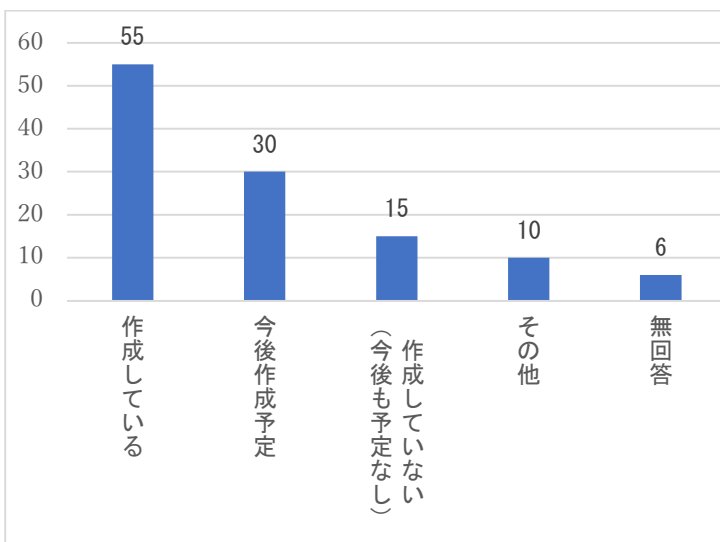
《「その他」と回答のあった記述欄の内容》

- ・施設入所者
- ・入居者のみ
- ・初動避難所として対応するため、近隣住民も対象としている
- ・災害時要援護者の特性に応じた避難所ということで、基本的には指示がない
- ・自治体が検討しているため、不明
- ・検討中
- ・未定

② 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成

災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等の作成について最も多かったのが「作成している」であり、55施設であった。次いで「今後作成予定（30施設）」であり、「作成していない（今後も予定なし）」は15施設であった。

| 状況 | 箇所数 |
|----------------------|-----|
| 作成している | 55 |
| 今後作成予定 | 30 |
| 作成していない (今後も予定なし) | 15 |
| その他 | 10 |
| 無回答 | 6 |



《「その他」の内訳》

- ・防災計画。
- ・防災計画現在、BCP 作成中。福祉避難所としての機能については明記していないが、施設内での一緒に生活となると、当事業所の BCP に沿った管理・運営となるのでは？ 別のものを検討する必要があるのか？
- ・避難所マニュアルを元に動くようにしている。福祉避難所としてはない
- ・開設にあたっての連絡体制
- ・緊急時体制等のマニュアルはある
- ・自治体の福祉避難所マニュアルはあるがセンターでは作成していない(運営は自治体)
- ・自治体が運営マニュアルを作成している
- ・自施設の災害マニュアルはあるが、避難者に対してのマニュアルはない
- ・検討中

(4) 福祉避難所を運営する際の課題や意見・提案等

(備品・食料の確保)

- ・ 備蓄品はある程度保管。毛布等は全て利用者の個人の持ち物なので施設用として用意しておく必要があるが、購入した場合、保管場所がない。
- ・ 備蓄品や備品の充実も課題である。
- ・ 食料等の確保に不安を感じる。
- ・ 物資の調達について
- ・ 当面の個々の食料（飲料）の持参をお願いしたい。
- ・ 避難時、食べる物は各自で持参してほしい。

(自家発電機の確保)

- ・ 自家発電機があるが容量が小さく対応が難しい。送迎が難しい。（特に土日祝）
- ・ 自家発電機が現時点でないのが不安。
- ・ 自家発電機が現時点ではないのが不安。
- ・ 非常用自家発電機がないため、大規模停電が発生した場合、施設運営が困難となる。
- ・ 現在の設備では、ライフラインが止まった際の対応が困難である。福祉避難所には生活弱者を受け入れるので非常用発電機等設置していただきたい。（暖房・冷房）

(人員の確保)

- ・ 人材不足が一番の課題だと考える。職員も被災する可能性があり、現入所者への支援に加え、被災者（要配慮者）の受け入れが本当にできるのか不安である。
- ・ 入居施設であり、入居者の安全や生活を確保するために職員がいるが、現在でも忙しい状況。避難所としての機能を維持するために、避難者の世話を職員がするという事は厳しいので、避難者の世話をする人の確保が必要。
- ・ デイサービスの部屋が空いており、受け入れは可能であるが、職員の人数がグループホームなのでともと少なく、対応が他者までできるか不安である。
- ・ 介護人員不足が常態化しており、施設入所者への対応で手一杯のため、入所者以外の施設利用はかなり難しいと思われる。
- ・ マンパワー不足
- ・ 現在の入所者の方の支援で手一杯になっている。
- ・ 災害発生時の職員招集について、マンパワーの確保の不透明さがあり、それにより受け入れ人数等に影響が出る恐れがある。同じく、搬送等の問題も出てくると思う。
- ・ 夜間帯の人が少ない。
- ・ 災害発生時に、確実な人員確保ができるのか。
- ・ 日中通所事業所なので夜間を通しての支援について職員配置や支援体制、食事について計画を策定する必要がある。

(自治体との協力体制)

- ・実際は（福祉避難所として）登録はされていたが、形骸化されている状態とを感じる。
- ・自治体との話し合いはなく、受け入れ人数は決めていない。
- ・現状では、自治体から避難所指定の依頼は受けているが、それ以上の具体的な指示は受けていないし、相談や検討もなされていない。要配慮者の対応は受け入れた施設・事業所の職員ではなく、自治体で行われると聞いている。実際に各施設・事業所は利用者の対応で手一杯で、避難してこられた配慮者等の対応までなかなか手が回らない。避難場所や送迎車両の提供をする以上のことはなかなかできない。福祉避難所の運営について、行政でなく、施設・事業所に問われても十分な回答ができない。
- ・福祉避難所の運営は自治体と相談しながら状況に応じた対応を行うこととしており、事前に詳細な取り決めをしていないため、今回の調査に明確な回答ができない。
- ・指定管理者として施設管理を行っているが、地域防災計画に位置づけしてあるだけで、詳しい説明は受けていない。
- ・自治体から10年ほど前に福祉避難所に指定はされたが、福祉避難所運営マニュアル、避難受入期間中に必要な備品、消耗品、医薬品、飲料水等について最近、具体的な協議を開始したところである。早急に具体的な動きにつなげていただきたい。
- ・福祉避難所として自治体から依頼はあったが、実際、運営にあたってどのようにしていくか書面で示されていない。自治体担当者へ何度か働きかけましたが、進まないのが現状。
- ・今後、自治体と協議を行い、対応を検討していきたいと考えている。
- ・福祉避難所の設置については過去に自治体から依頼があり、有事の際には開設することとしているが、自治体との具体的な内容の取り決めがなく、アンケートに回答できるレベルになっていないのが現状。
- ・福祉避難所としての役割をどう果たすのか。実際、どこからどういう指示があるのか分からない。受け入れ側への説明がないと思う。
- ・場所の用意はできているが、非常時の対応について、自治体との打ち合わせができていないため、どの様に受け入れができるか心配な面がある。

(運営全般)

- ・受入れ規模について、施設の延べ床面積から算出したものであり、今後は実際に受け入れ可能な人数を見極める必要がある。
- ・災害状況や規模にもよるが、期間や避難所としての役割や大きさによって、教職員が運営しながら教育活動も両立させていくのは困難。自治体職員との連携の仕方、教育活動の有無や、方法等、その時々によっての判断や方法を想定しておくことが必要だと感じる。（教育活動再開へのチェックリストは作成済みだが、具体的な応援体制等は、状況に応じてとなるため。）
- ・ライフラインの確保ができていれば、施設的には運営可能と考えるが、ライフラインが寸断された場合の備えが現状では不十分である。
- ・災害発生後の職員の協力体制を具体的に示していないので、準備する必要がある。

- ・これまで、警報（大雨、土砂など）が出て、サービス利用者で、短期入所の利用や利用延長などしたことはあるが、障がいのある方が、災害時など避難所としてどう対応していくかは、今後も関係機関とも相談が必要と感じる。
- ・福祉避難所を開設する事態となれば、当然職員も「被災者」である。そんな中で、職務に当たるので、その辺りの支援策は金銭的なものも含めて幅広く手厚く用意してほしい。
- ・要介護状態の方は家族などの付き添いをお願いしたい。

（コロナ禍への対応）

- ・感染症対策についての不安
- ・コロナ禍において、外部からの人とどのように生活が共にできるか思案している。
- ・認知症対応型施設にて受け入れをした際、コロナ予防も含めた対応は難しい。

（マニュアルの作成・訓練の実施）

- ・マニュアルの見本があればいただきたい。
- ・その他の災害時に当施設が避難所としてどのように運営していくのか、現時点では検討できていない。他の施設がどのような運営をしているのか、具体的にわかる資料などがあれば、ぜひ参考にさせていただきたい。
- ・福祉避難所について基本的な事から学びたいと思う。
- ・自治体の要配慮者施設リストに掲載されているが、施設は河川より低いところにある平屋（1階建て）のため、河川が増水して浸水の危険性が高ければ、近くの自治体庁舎へ避難するよう毎年避難訓練を行っている。
- ・住宅団地と隣接していることから、住民への福祉避難所の理解や周知が必要と考える。
- ・近隣の方の協力、日ごろからの関係性。

（要配慮者への対応）

- ・近年、DV 被害者の方が多く、家族に居場所を知られてはならない方もいらっしゃる。個人情報取り扱い等、課題。
- ・認知症 GH であり、その中で、見知らない人々が生活圏におられることでの混乱が心配。非常時において、職員も少ない中での支援継続と予想される。実際にどのような状況になるのか想像が及ばず不安である。BCP 作成の中でイメージを広げていきたいが途中であり今後も努力が必要と感じている。
- ・認知症や精神の病で薬を服薬している方が多い。いざ何かあった時の薬の確保については心配がある。
- ・身元引受人のいない方も多く、病院での手続きが出来ない場合も考えられる。後見人等制度の利用を急ぐが時間がかかる。

（その他）

- ・福祉避難所としてどのように機能してよいか不明な点が多い。
- ・実際にどのようなになるのか、どう想定して良いのかわからない。

- ・災害時の備蓄はしているが、福祉避難所として何が必要なのかわからない。
 - ・本事業所は高齢者福祉事業が主であり、高齢者のみを対象とした福祉避難所としてもよいのであろうか。
 - ・当施設も河川のそばにあり、福祉避難所となるのかは不安である。
 - ・5年位前に福祉避難所として指定を受けることになったが場所の提供のみ。当施設（の役割）としては、避難所として利用される際の解錠。そのため課題等はないが、実際に避難所となった場合、それだけの対応でいいのかは不安を覚える。
 - ・築年数が古く、感染症等に対するハード面のフォローがしにくい状況にある。受入れ人数について、入所者を除き10名程度と記載したが、災害発生時の状況によっては受入れ自体が困難なケースも考えられる。
 - ・当施設は福祉センターという位置づけであり、高齢者・障がい者の入所施設ではないため福祉避難所としては医療・設備等の環境が十分ではない。そのことから、受け入れることのできる避難者はそのような環境でも対応できる方に限る。避難所としてのスペースは広くとれるが、福祉避難所としてどの程度まで受け入れることができるのかは、現時点ではわからないのが実情。
-
- ・広いスペースが食堂しかないが、全員が集まれば狭いと思われる。
 - ・ベッドは入居者様用のものだけ。他の人は簡易的なベッドとなり、長期になると居心地がいいのか…。ギャッジアップはしない。
 - ・ハザードマップの土砂災害区域となっている（過去には被害なし）。緊急時の避難は可能だが、要配慮者の付き添いの方と一緒に利用していただきたい。
 - ・ライフラインが断たれた時、特に通信や、冬季の電気が断たれると心配。
 - ・特にありませんが、初動開所避難所の一部会議室を指定している。収容人数としては少人数にしている。
 - ・今回の実態調査の調査内容により、当施設が福祉避難所として位置づけられていることを認識したところ。
 - ・実際何か災害が起こった場合、どれだけの時間で救助等が期待できるのか知りたい。それを目標に踏ん張っていけそう。ゴールが見えないときつい。
 - ・国土強靱化基本計画に基づく「広域防災補完拠点」の考え方を踏まえ、避難所体験を含めた防災・減災プログラムの企画・実施に取り組み、普及・啓発を図る。
 - ・河川に近い位置にあるため、受け入れ困難な状況であり、入所者を他の場所へ避難させることが最も重要である。

島根県内の福祉避難所の運営等に関する実態調査 調査票

調査票記入者 _____

連絡先電話番号 _____

※令和3年3月1日現在としてご回答ください。

問1-1 施設・事業所の所在地名称についてご回答ください。

①所在地（ ）市・町・村

②施設・事業所名（ ）

問1-2 施設・事業所分類について、該当する項目に1つ○をしてください。

1. 高齢者施設 2. 障がい者施設 3. 児童福祉施設
 4. その他社会福祉施設 5. 特別支援学校 6. 小中学校・高校
 7. 公民館 8. 公的宿泊施設 9. その他（ ）

※その他の例：病院、温泉施設、図書館、民間宿泊施設など

当該施設・事業所の福祉避難所としての整備状況等についてお伺いします。

問2-1 災害時に予定している避難者の受入れ規模（入所施設の場合は、現在の入所者を含めた人数）

（ ）人

問2-2 災害時に要配慮者の生活相談等にあたる介助員等（以下、「生活相談員等」という。）を要配慮者10人あたりどの程度配置することとしていますか。下記の計算例を参考に配置人数（割合）を算定し、該当する選択肢に○を付けてください。（○は1つ）

1. 2人以上の生活相談員等を配置することとしている
 2. 1人以上2人未満の生活相談員等を配置することとしている
 3. 生活相談員等を配置することとしているが1人に満たない（0.1人以上1.0人未満）
 4. 配置することとしない（理由： ）
 5. その他（具体的に： ）

【計算例】

要配慮者30人に対して、2人の生活相談員等を配置することとしている場合
 $2 \text{ (生活相談員等の数)} \div 30 \text{ (想定している要配慮者数)} \times 10 = 0.666\dots$
「0.666…」を少数第2位で四捨五入する。
0.7人とし、選択肢「3」に○をつける。

問2-3 福祉避難所として利用するスペースはどちらでしょうか。(○は複数可)

1. 共有スペース (待合室等)
2. 会議室
3. 食堂
4. 更衣室、休憩室
5. 個室
6. その他 (具体的に: _____)

問2-4 災害時の施設利用に関して、自治体との協定で締結している内容はどのようなもの
でしょうか。(○は複数可)

1. 費用に関する協定
2. 物資・器材の提供に関する協定
3. 避難生活支援のための専門的人材の確保に関する協定
4. 緊急入所 (※) に関する協定 (福祉避難所指定施設以外)
5. 特に締結していない
6. その他 (具体的に: _____)

※緊急入所とは

要配慮者の状態の悪化等により福祉避難所であっても対応が難しい場合に、速やかに他の福祉施設等へ緊急入所すること。

問2-5 要配慮者に対して情報を提供する際に、どのような伝達手段を用意していますか。
(○は複数可)

1. 掲示板
2. 手話通訳
3. 要約筆記
4. 点字
5. 指点字
6. 音声
7. 手書き文字
8. わかりやすい短い言葉、文字、絵や写真の提示
9. その他 (具体的に: _____)
10. いずれの伝達手段も用意していない (理由: _____)

貴施設の受入対象者等についてお伺いします。

問3-1 福祉避難所設置時に貴施設が受入れる対象についてお伺いします。(○は複数可)

1. 要配慮者のみ
2. 要配慮者の家族、付き添い (介護等の支援を行う者)
3. 近隣住民等でやむを得ず避難してきた一般の避難者 (健常者)
4. その他 (具体的に: _____)

問3-2 災害時の管理・運営について明文化した職員向けマニュアル等を作成していますか。
(○は一つ)

1. 作成している
2. 今後作成予定
3. 作成していない (今後も予定なし)
4. その他 (具体的に: _____)

問4 貴施設・事業所が福祉避難所を運営する際の課題についてのご意見・提案等ありましたらご記入ください。(自由回答)

調査は以上です。同封の封筒に入れ令和3年4月9日(金)までにご投函ください。
調査にご協力いただき、ありがとうございました。